

令和4年度第2回八千代市文化財審議会会議録

- 1 日時 令和5年3月1日(水)
開会 10時00分
閉会 12時00分
- 2 場所 八千代市教育委員会 1階第1・2会議室
- 3 議事
 - 1 文化財調査報告(東栄寺, 新規指定候補等案件)
 - 2 令和4年度文化財事業報告
(文化・スポーツ課文化財班, 郷土博物館, 文化伝承館)
 - 3 指定文化財の現状報告
 - 4 その他
- 4 出席者氏名

	委員長	阪田 正一	
	委員	栗本 佳弘	
		綿貫 啓一	
		稲田 晃	
		木原 律子	
教育委員会	教育長	小林 伸夫	
	教育次長	山本 博章	
	文化・スポーツ課主幹	宮澤 久史	
	郷土博物館館長	中村 元重	
	文化・スポーツ課主査	向後 喜紀	
	文化・スポーツ課主事	栗田 峻輔	
- 5 公開または非公開の別 公開
- 6 傍聴定員 4名
傍聴人数 0名
- 7 所管 教育委員会文化・スポーツ課文化財班
- 8 電話 047(481)0304

向後主査

それでは初めに小林教育長よりごあいさつをお願いいたします。

小林教育長

皆さん、こんにちは。令和4年度第2回八千代市文化財審議会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。新型コロナウイルス禍で3年以上経過しました。私たちの生活もやっと元に戻りつつあります。一方、本市の文化財に目を向けてみますと、令和3年度に引き続き、令和4年度につきましても、市の指定文化財である佐山の獅子舞、勝田の獅子舞、そして村上の神楽が中止となり、新型コロナウイルスの影響が残っていることが伺えます。全国レベルでも無形の文化財が消失する危機的な状況もございます。こうした文化財を守っていくためには、次世代への教育が欠かせないと思います。八千代市では、ESD(持続可能な開発のための教育)を推進しております。市内にはその活動の拠点となるユネスコスクール加盟校が1校、candidate校が7校あります。ユネスコスクールは皆さんご存知の通りユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校です。ユネスコスクールの活動のテーマの一つにも異文化学習及び文化の多様性と文化遺産の尊重と掲げられております。世界的な文化資産だけでなく、郷土に残る文化資産を尊重することも、ESDでは極めて重要であると思っております。本市におきましても地域のお祭りや神社等の郷土の歴史や文化について、取り上げた事業を数多く実施しております。しかし、今後は、文化財の保護、ESD活動の推進という両目的の達成のためにも、文化財審議会の委員の皆様をはじめとする専門家の方々、実際に文化財を保存されている地域の方々と連携を深め、次世代に本市の貴重な文化財を伝えていきたいと考えております。さらに文化財審議会委員の皆様におかれましては、八千代市文化財の保護及び活用に更なるご協力をいただきますようお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしくをお願いいたします。

向後主査

ありがとうございました。教育長は公務のためここで退室させていただきます。次に坂田委員長ご挨拶をお願いいたします。

坂田委員長

おはようございます。コロナ禍の関係で審議会の開催も少なく、今年度については、本日、第2回目の審議会が開催できる運びとなりました。大変嬉しく思っています。さて、今年の11月だったかと思えますけれども、奈良県で、

富雄丸山古墳から、盾形の銅鏡が発見されたということで、新聞紙上、あるいは、テレビ等でしきりに報道されておりました。報道によりますと直径109mの円墳と言われておりますけれども、千葉県内には成田市に岩屋古墳という一辺80m弱の古墳があります。それをはるかに凌ぐ古墳ということで、かなり大規模な古墳が造営されていたということになろうかと思えます。また、そこから出土したものが、天理大学の方にあるということですが、そういったものを合わせて考えると、4世紀後半という日本の歴史がはっきりしないような時代の古墳が調査されたことで、日本の正史がもう少し正確に近づいていくんじゃないかなと、思っております。一方、千葉県の館山にある小網寺というお寺ですけれども、そこにある金銅密教法具というものが、県指定から国の指定文化財に切り換えられたということでもあります。その法具の中には、審海という刻名がありまして、この人は下野の薬師寺で修行しまして、金沢称名寺というお寺を開いた僧であります。千葉県における真言宗の状況については今一つよくわからないところがありますけれども、こういったものから千葉県の古代から中世にかけての様子がわかってくるのではないかなと考えております。本日の審議会では、新たに指定候補についてのご説明もあるようでありますので、ご審議の方よろしく申し上げます。以上、私からのご挨拶といたします。

向後主査

ありがとうございました。それでは進行を委員長にお返しいたします。よろしく願いいたします。

阪田委員長

それでは議事に入りたいと思います。

まず初めに、文化財調査報告についてでありますけれども、東栄寺と新規指定候補等案件という2件があるそうでございます。まず、東栄寺の仏像についてご説明をお願いしたいと思います。

向後主査

文化スポーツ課文化財班向後です。前回の審議会でご審議いただきましたが、薬師如来として伝わっている仏像が阿弥陀の像容であるということについてももう少し丁寧に、ご住職の方に説明をした方がいいということでしたので事務局の方で、令和4年11月8日に寺に伺いまして、ご住職へお話し合いをさせていただきました。こちらからは、仏像として指定の価値はある、薬師如来立像として伝わっているが阿弥陀の印を結んでいるため、その名称については慎重

に決定する必要がある。指定に当たってはどのような名称にするにしても、指定名称もしくは説明の中に、阿弥陀の印相をしているが、薬師如来として伝わっているということを明確にしておかなければならないというような説明をいたしました。このような説明をした上で、事務局側から、指定名称の案として 1.阿弥陀如来立像(伝薬師如来立像) 2.伝薬師如来立像(阿弥陀如来立像) 3.伝薬師如来立像(薬師如来として伝わっている仏像) 4.薬師如来立像(薬師如来である仏像) 5.阿弥陀如来立像(阿弥陀如来である仏像) 6.(木造)如来形立像(伝薬師如来) 7.(木造)如来型立像(如来型の立像)を挙げさせて頂き、御住職の見解としては、印相は阿弥陀の来迎印であり、像容からは阿弥陀如来立像であることは十分理解している。また、東栄寺のご本尊は薬師如来である為、4～7はやめて欲しいということでした。ご住職のご希望としては、2.伝薬師如来立像(阿弥陀如来立像)が一番で、次に3番、1番というような順でご希望されてるということです。次にこちらの仏像について指定に関する事項についてまとめさせて頂きました。名称は、伝薬師如来立像(阿弥陀如来立像)、員数は一軀、所在地は、保科917(星埜山東栄寺)、所有者は、宗教法人東栄寺(代表役員 守山 浩樹)、種類は、有形文化財、法量は、像高、67.7cm、髪際高61.9cm、耳張9.2cm、面長8.9cm、面幅7.3cm、面奥9.3cm、胸奥11.1cm、腹奥13.0cm、肘張18.0cm、裾張13.9cm。形状・構造・状態は、本像は同寺では薬師如来として伝わるが、左手はわずかに肘を曲げ前出して鳩尾高で施無畏印とし第一・二指を相捻じ、右手はわずかに肘を曲げて斜め下に垂下して与願印とし、第一・二指を相捻じており、阿弥陀の来迎印を結ぶ。・・・これは前回以前浜名委員に調査していただいた報告の中に書いてある内容と同じ内容になります。制作年代は、南北朝～室町時代。指定理由は、市の条例上の有形文化財の指定理由が、歴史上価値が高い、芸術上価値の高い、考古資料、その他の学術上価値の高い歴史資料と4点ありまして、ここに書いてあるのは、仮で入れてあるだけです。どういった指定の理由になるのかについてご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

阪田委員長

はい。ありがとうございます。先程私の方で東栄寺仏像群についてご説明をと言いましたけれども、これは誤りですかね。もう仏像群と言わずに、仏像とということによろしいでしょうか。

向後主査

伝薬師如来立像について、先行してご審議していただきたいということでお願いできればと思います。

阪田委員長

わかりました。それでは日光月光両脇侍と十二神将は今回切り離していくという方向でよろしいということでもありますね。わかりました。

それではただいま事務局の方から伝薬師如来立像についてご説明がありましたけれども、その説明について何かご意見、質問あればお願いいたします。

栗本委員

細かいことで申し訳ないんですけどもお寺の山号、これは正確には何というんでしょうか。

向後主査

星埜山(ほしのさん)です。

阪田委員長

他にはどうでしょうか。何かあればお願いをしたいと思います。

先程、事務局の向後さんの方から、指定理由について、4項目ほどあるんですけども、これについてどういう指定理由で指定をするのかっていうことについて審議をして欲しいというような趣旨のご発言あったように思うんですけどもそれでよろしいですか。

向後主査

はい。

阪田委員長

わかりました。指定理由について、審議いただきたいというようなことですが何かご意見があればお願いします。

向後主査

八千代市で指定している文化財の指定理由についてですが、指定理由がないものもありますし、明確な理由がないものもあります。

木原委員

県指定もですか。

向後主査

今のは八千代市指定の場合です。県指定の文化財はしっかりした理由があると思います。

木原委員

理由の中で「芸術上価値が高い」というのがありますけれどもどういう見解で解釈したらいいのか。

向後主査

今回の仏像については、「芸術上価値の高い」と「考古資料」は、ちょっと外れてるのかなとは思っています。

阪田委員長

どうでしょうか他にご意見等あればお願いしたいと思いますけれども。

今、事務局の方から発言がありますけれども、「芸術上価値の高い」という理由と「考古資料」という、少なくともこの二つについてはちょっと、除外して、考えていくという方向性でよろしいでしょうか。

向後主査

指定の価値という点で明確になっていることは、市内で正覚院の釈迦如来立像に次ぐ古さを持った仏像であるということだけです。

栗本委員

よろしいですか。前回の資料見直してるんですけど、「歴史上の価値が高い」というのはですね、お寺の伝来、東栄寺さんの伝来からすると、どうなんでしょうか。薬師如来の制作年代は14世紀後半から15世紀。どこから伝来したものなのか、開山当時に招聘されたものなのかどうかはわかりませんが、江戸時代の開山でよそから招聘伝来されたものについて、「歴史上の価値」をどのように説明ができるかというのが一つの山場というか、論点になるかと思っています。

阪田委員長

ありがとうございます。そのあたりが一番この仏像については、不明な点と

どうか、疑問点ということじゃないかなという気がします。要するにお寺ともにある場合には、そのお寺の歴史とその仏像の歴史が合致しているわけでありませぬけれども、今回の場合には、お寺の創設年代とこの仏像の造立年代が、ちょっとかけ離れているという点で、当初作られた頃の歴史上の背景というものを見極めて、この仏像に付与していかないと、この仏像のその歴史上の価値というのが、不明瞭になってくるのではないかなというように思います。この立像の像容等からすると、正覚院の清涼寺式の釈迦如来立像との関係について、考えていくというようなことも必要だと思います。ただ、これといったような確証が出てくるかはわかりませぬ。また、東栄寺と佐倉市の千手院との関わりについて、本寺の方の歴史もある程度調べていかなければいけないと思います。本寺の方にもそういった情報があるわかりませぬが。気になっているのは、真言宗関係の系譜を表したものが残されているお寺があり、その中で千手院の僧侶がいたと思います。つまり、どういう師匠からどういう弟子に真言宗の秘法を伝えたかっていうのが書かれたのが残っているんですが、そういったものを少し参考にしながら見ていくっていうことも一つ方法じゃないかなと思います。どっかに何かどっか引っかけがあるんじゃないかな。本寺は、京都の醍醐寺三宝院ですが、そこからの流れで考えていくとどこかで何か出てくるかもしれませんが、ただ、それをやっていくためにはかなり時間がかかるんじゃないかなと思います。今回の場合は、新たな知見が出た段階で書き直すということも必要なのかなと思います。ですので、やっぱり頭部の彫刻の仕方に注目をしながらちょっと考えていけば、よろしいんじゃないかなと思います。

木原委員

歴史的な環境が仏像と合致してくるのが一番望ましいということですがけれども、確かに寺の創建が遅くて、仏像が古いつていう例で指定になっているものがあります。それは、やはり寺と仏像とを切り離して仏像に主体をあてるとそれは可能だと思いますし、そういう事例も結構あります。しかし、そのバックボーンとして、千手院との繋がりについて、少し探ってみる必要あると思います。ただ、伝承として、これはどこまでの伝承かわかりませぬが、頭部が清涼寺式になっていることで、正覚院との繋がりとかつていうのも言われていますが、ただそれも明確ではありません。あと、同じような事例が確か佐倉市の、密蔵院だったと思いますが、そのような事例はたまに見かけます。何故、それがそれぞれが皆、清涼寺式と繋がるかということのかは何とも言えず、今回の指定に強い影響はないかもしれませんが、今回のわかりにくい部分も含めて真言宗系の流れが少しわかるといいのではないかなと思います。

阪田委員

他にはどうでしょうか。何かあれば、お願いをしたいと思います。

栗本委員

少し暴論かもしれないんですけども、東栄寺さんとの仏像を切り離して考えれば、それも一つの解決策かなという気がします。

綿貫委員。

はい。今、おっしゃられたように、切り離して考えた方が私もいいと思います。詳しい歴史がわかりませんので。

阪田委員

ありがとうございます。

木原委員

わかればいいけれども、そういう時代のギャップがある部分に関してはやはり切り離して考えた方がいいと思います。この像に焦点が当たっているのであって、お寺さんの経緯というものは、必ずしも正しく伝わっている訳ではないですし、この像だって事によっては阿弥陀の可能性もあるわけで、寺と無理やり結びつけるよりもやはり、像本来のものだけで、審議した方がいいのではないかと私も思います。以上です。

阪田委員長

はい。ありがとうございます。そこで、どういう指定理由にしていくという、重要なポイントということになるかと思えます。どのように考えてったらいのか、先程、歴史上価値が高いという発言もありましたが、それ以外にどうでしょうか。何かございますでしょうか。

栗本委員

東栄寺さんのご本尊だから、なかなか切り離して考えることできないんですけども、お像だけの歴史的価値という見方をすれば問題解決すると思います。

阪田委員長

色々ご発言いただいたわけですけども、一つの方向性として、歴史上価値が高いというような指定理由ということでしょうか。そういう方向性で事務局

の方で練っていただくということによろしいでしょうか。

木原委員

それで異存ありませんが、お寺さん側がお寺と本尊がそういう形であるのがいいならそれでいいと思います。ただ、やはりその縁があつてその寺に移ってきてご本尊にすえたという仏像という意味では、そんなに正当な流れじゃないみたいなことを言うことはないと思います。他市においても柏市の確か平安期の仏像で、寺はそれよりさらに後という、県指定になっているものもありますので、その縁あつてその寺にあるってことはそれでとても大事なことだと思います。そのくらいの解釈でよろしいのではないかと思います。

阪田委員長

はい。ありがとうございます。各委員さんから、色々ご発言がありました。事務局でそれらの意見を取り込んで、指定理由をまとめていただければと思います。

向後主査

なかなか難しい宿題ではありますが、指定理由について検討させていただき、次回審議会において諮問ということによろしいでしょうか。

阪田委員長

すでに仏像そのものの価値については、指定の価値があるという統一した審議会の委員の考え方があるので、それはそれでよろしいかと思ひます。話は変わりますが、伝薬師如来立像は、秘仏になっているということなんですけれども、この仏像の公開についてはお寺のご住職はどのようなことをお考えなっているのか、お伺いしたいのですが。

向後主査

公開につきましては、秘仏となっているものですので、積極的に公開することは望んでおられないようです。

阪田委員長

わかりました。

宮澤主幹

公開に関して補足の説明をさせていただきます。当初、秘仏だというご住職

の見解はあったのですが、何度かお会いして、色々な話をする中で、写真を撮影して、教育委員会のホームページ等に掲載する程度であれば、構わないというようなお話は、いただいております。

阪田委員長

実際の仏像についての公開というのは、難色を示されてるということですか。

宮澤主幹

そうですね。今後色々なお話の中でどうなるかはわかりませんが、最初は、一切見せられないというスタンスだったのが、写真を撮ってその写真は、ホームページ等で公開してもいいというような考えに少し変化されてきています。現段階ではその程度ですが、今後の流れの中では、特別に何年かに1度お見せしようというような話も出てくるかもしれません。

阪田委員長

はい。わかりました。ありがとうございました。確か保護条例の中にですね、公開について書かれてるところがあったと思うんですね。ですから、そういった形でもって所有者の方にですね、指定後に教育委員会として働きかけて、極力公開していただけるような方向性で臨んでいただければと思います。

宮澤主幹

はい。ありがとうございます。

阪田委員長

何か他にどうでしょうか。

特になければ、次の、新指定候補等案件についてということで、事務局の方から説明してもらいたいと思いますが、東栄寺の仏像についてはこれでよろしいでしょうか。

一同

はい。

阪田委員長

ありがとうございました。

それでは事務局から、新規指定候補等案件についてご説明をお願いいたします。

向後主査

新規指定候補等の案件ということで、5件挙げさせていただいております。1番と2番については、市の指定文化財候補として、3番から5番については、国県の登録文化財候補として、挙げさせていただいております。まず、①の梨関連文化財ということで、もう皆さんもご存知のことだと思いますけれども、梨は八千代市を代表する農産物で、1914年に宮崎湊さん、規矩治さんというお二人が、埼玉県の安行と千葉県佐倉から長十郎、早生赤の苗木を取り寄せて梨作りを始められました。1938年には梨を東京の市場に出荷。1948年に阿蘇梨業組合を設立。1962年には頌徳の碑を建立されました。場所は七百余所神社の近くにあるんですけれども、旧共同選果場前に碑が立っておりまして、その碑の内容は「氏は共に阿蘇梨創植の大先覚者であり、その歴史は遠く、東京オリンピックの年をもって、五十年に正当する。両氏は大正初期、旧制中学校を卒業、当時農家は米麦養蚕一辺倒の旧態依然たるものであったが、つとにこれが体質改善を唱え、清新な感覚と熱情を捧げて総ゆる困難辛苦にも堪え、両友相携えて地味に適した果樹梨苗を、安行、佐倉両地より初めて移植することに成功、尔来研究に研究を重ねた結果、終に今日の東京市場を独占するがごとき名産「阿蘇梨」の礎石を築いたのである。この間氏等は梨の育成を生涯の友と為し、品質の改善と後進の指導に全力を傾注、一切の名誉職にも就かず、地区住民果樹栽培のためには、慈愛と謙虚さをもって、知れる限りの秘法を伝授するに惜しみなく、創園当初僅か二戸の栽植戸数より栽培面積七十八ヘクタールの今日に至るまで、よく愛育一路に生き抜き、地区梨業者発展に寄与した功績まことに偉大である。ここに梨齢五十年を迎えるに当り梨業組合百二十戸の名の下に、両翁の高徳を讃え頌徳碑を建立もって鴻恩の万分の一にも報いんとするものである。昭和三十九年十二月 八千代町長 兼子 通純 謹書」というような内容になっております。梨の原樹については、これが本当に梨の原樹なのか、この持ち主の方宮崎湊さんのご子孫の方にお話を伺ったのですが「おそらくこれだろう」という表現でした。この幹は、かなりの幅がありまして50センチ以上はあり、中々、迫力のある木でした。似たような案件として、松戸の方では、20世紀梨の発祥の地ということで、こちらは公園になっていますけれども、市の指定史跡になっております。原樹の方は、元々国の天然記念物だったのですが、枯れてしまったらしく、国の指定の取り消しをされているというようなことになっております。八千代の梨の発祥の地ということであれば、史跡の指定になりますが、例えばこの碑のあたりを発祥の地にするとか、原樹のあたりを発祥の地にするとかになるかと思えます。あとは、これは難しいと思いますが、天然記念物として原樹を指定するという方法もあります。ただ、天然記念物の視点で見ると学術上の価値がこの原樹にあるかどうか

かについては、疑問があります。あとは場合によってこの頌徳の碑自体を有形の文化財として指定するような方法もあります。①の梨関連文化財については以上になります。

2番の、縄文時代早期(撚糸文期)上谷遺跡出土土偶様土製品については、宮澤の方から説明させていただきます。

阪田委員長

はい。どうぞ。

宮澤主幹

指定候補の2つ目として、縄文時代早期(撚糸文期)縄文時代は早期も土器の名称で色々な時期があるんですが、早期の撚糸文期という時期に相当します。絶対年代は諸説ありますから、中々言いにくいのですが、ざっくり1万年から8000年前ぐらいの時期だと理解してください。上谷遺跡は、墨書土器で有名になりましたが、縄文時代のとても古い時期に、土偶が出土しております。撚糸文期の土偶とされます。三角形の形をした土製品で2点出土してます。1点の頂点のところにはジョイントと思われる穿孔があります。おそらくそれで組み合わせしたのだと思います。類例としては成田市の木の根遺跡の出土例があり、ほぼ上谷遺跡の出土例と同じです。あるいは、上谷遺跡が木の根遺跡と同じと言うべきなのかもしれませんが、木の根遺跡のものは、県指定になっております。撚糸文期の次の時期の沈線文期というのも早期の範疇に入りますが、その沈線文期を含めて、早期の土偶の出土例というのは数点しかなく、土偶の出現期の様相を考える上で、極めて重要であると考え、今回指定の候補に選ばせていただきました。他にも参考例で、船橋市の小室上台遺跡出土遺物がありますが、やはり撚糸文期の土偶という位置付けをしております。細かい話になりますが、木の根遺跡、上谷遺跡は、撚糸文期の中でも、稻荷台期というように位置付けられています。船橋の小室上台遺跡は撚糸文期の中で稻荷台より一段階新しくなった花輪台期に位置付けられています。この2点の時期差で見えるのが、八千代市や成田市で出土している三角形の土偶に関しては、組み合わせれば三角形の頂点で組み合わせれば女性の体形に似ているとも言えます。特徴的なのは、上谷の出土例では女性の象徴である乳房は表現されていないということです。船橋の遺跡で出た上谷遺跡よりも少し後一段階新しくなったものの土偶では、女性の乳房も表現されているというようなことがありまして、木の根、上谷遺跡、小室上台という3遺跡で出土した土偶を比較する中で、出現期の土偶の状態を考える上で上谷出土例は重要であると考えました。今後、指定候補として継続的な調査をさせていただければと考えております。私からは以

上です。

阪田委員長

ありがとうございました。それではただいまの2件が市で指定候補にしようということですが、梨関連の文化財、それから上谷遺跡出土土偶様土製品この2点について委員の皆様から、ご意見、ご質問等があればお願いをしたいと思います。

向後主査

ご報告させていただいた2件とこの後、報告させていただく3件については、すぐに指定云々ということではなく、調査にとりかかったばかりですので何かご意見があれば、とりあえず伺いまして、また今後の調査につなげていけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

栗本委員

2番の縄文早期撚糸文期の部分ですけれども、これだけ見ていると何か足りないのですが、周辺の資料についてもう少し調べて頂けると判断しやすくなるのかなと思います。出土事例が他にあると思います。それをもう少し追加していただければと思います。

阪田委員長

はい。ありがとうございます。
それ、その点に関係してですね、県の指定のものはこれ単品で指定しているのか。あるいは何か付属品があるのか。どのようになっていますか。

宮澤主幹

県のホームページを見る限り、単独で土偶7点ということで指定しているようです。

阪田委員長

上谷遺跡のものも、もう一度探ってもらったら2、3個出てくる可能性があります。また、県の選定に至る調査資料があれば、それが参考になるかと思えますので、県の方に聞いてみてはいかがでしょうか。

宮澤主幹

どこまで出していただけるかわかりませんが、照会かけてみたいと思います。

阪田委員長

考古学担当の栗本委員のお考えとしては、もう少し慎重に検討していった方がいいのではないかというご意見です。

他にはありませんか。①の梨関連の文化財についてはどうでしょうか。これは文化財の種類としては事務局から話がありましたけれども、頌徳の碑ということにするのかあるいは、原樹そのものを取り上げて天然記念物にするのかというようなお話もありましたけれども、そのあたりも審議会の方で、ある程度、意見を出してもらった方がよろしいということなんでしょうか。

向後主査

今の段階では、少しでもご意見あれば何でも伺えればなと思います。この梨の原樹については、八千代で最初というだけなので、天然記念物として指定するのは難しいかなと思います。ここを発祥の地として史跡指定することはできるかもしれませんが、木自体に学術上の価値があるわけではないので、天然記念物の指定は難しいと今の段階では考えております。

阪田委員長

この碑については、これは文化財の種類としては何にする予定ですか。

向後主査

本市の条例ですと有形文化財というくくりしかありません。碑自体にどこまで価値があるのかというのは、もう少し調べていかないといけません。

阪田委員長

これは原樹とその碑の方と、両方抱き合わせというか、同じように考えていかなければいけないということなんでしょうか。

栗本委員

頌徳の碑については、附として、また、原樹の方も100年以上ということですので、梨のまち八千代という観点からすると、何らかの指定行為があってもいいのかなという気はしています。

向後主査

指定に当たって難しいのは、原樹ではないかもしれないという点と、原樹であったとしても木を接いでいっていると思われる点です。

阪田委員長

稲田委員ご意見何かないでしょうか。

稲田委員

「と言われている」という所なんです。本物であればいいと思います。

阪田委員長

はい、ありがとうございます。この碑に関しては昭和39年となっており、60年ぐらい経っているわけですが、国の有形文化財の基準は何かありますか。

向後主査

登録有形文化財(建造物)等には、50年という基準がありますが、石碑のような動産の文化財には年数の基準はありませんが、碑自体に文化財としての価値があるのかどうかは疑問です。

阪田委員長

碑そのものというよりは、そこに建てられていて、そこに彫り込まれている内容が重要だというようなことですよね。ですから、この原樹も一体として考えた方がいいと思います。

他にどうでしょうか。これも審議会の中で何回か審議する案件じゃないかなと思います。次に国と県の文化財候補について、ご説明お願いいたします。

向後主査

それでは、③として京成バラ園のローズガーデンということですが、国の登録文化財、県も登録文化財制度ができて、どちらかにかかればなと思っております。皆さんもご存知の京成バラ園なんですけど、1959年に京成バラ園芸株式会社ということで設立されました。1971年にガーデンセンター設立、営業開始。バラ見本園開園。1999年に本格的な整形式定園が開園し、現在のような形になりました。2015年に京成バラ園ローズガーデンが、第17回世界バラ会議におきまして、優秀庭園賞を受賞しました。優秀庭園賞というのは世界で69庭園ありまして、日本は、京成バラ園を含めて8庭園あります。近くだと佐倉市の佐倉草ぶえの丘バラ園や東京の神代植物公園のバラ園もこの

8庭園の中に含まれております。国登録記念物登録基準ということですが、これは登録記念物の中の名勝地の関係になるんですけれども、公園、庭園その他の名勝地のうち原則として、人文的なものによっては造成後50年を経過したもの、または自然的なものによっては広く知られたものであり、かつ次の各号のいずれかに該当するものと、1番目に造園文化の発展に寄与しているもの、2番目に時代を特徴づける造形をよく残しているもの、3番目に再現することが容易でないものというような基準がございます。国の登録記念物で名勝地の関係は、県内で3件しかありません。柏市の旧吉田氏庭園と、同じく柏の染谷氏庭園と、もう一つは野田市市民会館の庭園ということで和風の庭園になっております。県の登録記念物というのも制度としてはあるんですが、県の登録制度自体が今年度できたばかりですので、県登録の文化財は、今年の2月に登録されたばかりで4件しかありません。そのうち記念物は銚子市の古銅輝石安山岩の一件のみとなっております。

それでは引き続きまして、大和田機場ですが、皆さんもご存知の施設だと思えますけれども、1654年に徳川家が江戸に入府して利根川東遷事業が開始されてからの事業が一応の完成いたしました。1724年の享保期の印旛沼の掘割普請ですが染谷源右衛門が関わっていたものです。しかしながら、頓挫してしまいました。1782年の天明期印旛沼掘割普請ですが、これは田沼意次が関わっていましたがけれども、これも田沼の失脚によって頓挫いたしました。1843年の天保期印旛沼掘割普請では、これは水野忠邦が関わっていましたがけれども、これも頓挫いたしました。1946年、戦後になりまして、国営の印旛沼手賀沼干拓事業がスタートしまして、その後、手賀沼が外れまして印旛沼干拓の計画が第一次、第二次とありまして、この大和田の機場につきましては1963年の印旛沼干拓の第二次の改定計画の中に盛り込まれました。工事が始まって1966年、昭和41年に、この大和田機場は竣工されました。全体の計画自体は、1969年に完成しているというものです。建造当時と直近を比較しますと、躯体自体はほとんど変わっておりませんで、建物の柱が数本なくなっている状況ですが、建物自体はほぼそのままの状態が残っています。八千代市民の悲願が、この大和田機場が完成したことによって、達成されたという歴史的な意味もあるのですが、こちらは、国の登録有形文化財の建造物の方で登録できたらなと考えています。この登録有形文化財の登録基準、建造物の方の基準は、建設後50年を経過して、次の各号のいずれかに該当するものということで、国土の歴史的景観に寄与しているか、造形の規範になっているか、再現することが容易でないといういずれかに該当するものが基準となっております。国の登録有形文化財の建造物の方ですと、例えば、トンネル(隧道)ですとか、橋ですとか、ダム、水路、あとは堤防、東京タワーなんかも、国の

登録有形文化財になっております。実際には、防災上重要な施設ですので、どこまで、文化財として登録したり指定したりということが出来るのかは疑問ですが、登録有形文化財の候補として、挙げさせていただきました。

続きまして、宮崎家住宅ということで、こちらは以前から候補には挙がっていた案件なんですけど、先程の梨の原樹をお持ちだったのが宮崎家の方です。平成16年の3月に千葉県の近代和風建築という報告書に掲載されていた内容を参考に説明をさせていただきます。宮崎家住宅の主屋と、蔵と門ということで、3つあります。建築年は天保頃だろうということです。主屋については木造平屋の金属板葺の寄棟造。蔵については、木造平屋の棧瓦葺の切妻造。門については、木造、金属の板葺の棟門ということです。八千代市で昭和62年に民家の調査をしておりまして、その際の平面図が出ております。当該図面の式台部分は、現在式台の玄関ではなくなり、部屋の一部となっております。また、式台の右横の部分は、昭和62年の調査の時にはなかった部分になりますが、現在は増築されております。蔵につきまして、側面は平成16年時はなまこ壁だったんですが、なまこ壁が崩れてしまい、その際に、管理が大変だからということで、現在は、竿付の下見板張りになっております。正面の部分はなまこ壁が残っておりまして、平成16年からの変化はないように思われます。蔵は、幅3間の奥行き2間。門は、袖塀付の棟門とありましたが、おそらく薬医門と思われる。本柱があり後方に控え柱があります。そこに梁をかけて屋根をかけていることから、棟門ではなく、薬医門ではないかと思われます。平成16年当時から変更になってる部分として式台部分は、現在部屋になっていまして、その右の部分は、増築された部分です。八千代市の民家調査というのが昭和63年の3月に行われておりまして、江戸末期から明治期にかけての、八千代市内の古民家21件が取り上げられているのですが、ほぼ全てがこのような、四つ間取りをしております。宮崎家で特徴的だったのは、主屋の棟があって、脇にいわゆる釜屋の部分の棟がまた別にあるような形で、分棟型というようなんですが、八千代市内の民家調査の対象になってる21件の中ではこういう形になっているのが、自分が見た限りでは、この1件だけでしたので、その意味ではちょっと珍しいのかなと思われます。建造物の専門であった日塔委員が辞められてしまったので、今後選任される建造物の専門の委員の方と調査を進めていけたらと考えております。以上です。

阪田委員長

はい。ありがとうございます。今、国と県の文化財候補ということで3件、事務局の方から説明ありましたけれども、これについて何か質問等ございますか。

1点だけ私の方から、この建物は、県立房総のむらにあります旧平野家住宅と全く同じ造りだと思えます。せがい造りも同じで、10間5間も同じです。参考にしたらよいと思えます。

次に、令和4年度文化財事業報告ということで、文化スポーツ課の文化財班、郷土博物館、文化伝承館の順で引き続いてご報告をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

向後主査

それでは私の方から文化財班の事業報告をさせていただきます。

(1)文化財審議会の開催ということで1回目は7月15日に開催させていただきました。2回目は本日開催させていただいております。(2)文化財の保護、保存ということで、①指定文化財保護補助金、指定文数27件のうち補助金交付対象件数20件で、交付金額については30万2000円になっております。それにプラスしまして正覚院釈迦堂の屋根の修繕に対しまして臨時の補助金を15万円交付しております。②の指定文化財等の現状調査の実施、③指定文化財候補等の調査ということで本日、文化財審議会の中でも報告させていただいております。(3)文化財の普及啓発ということで、埋蔵文化財通信埋八千代との第46号を発行しております。②文化財通信、こちらは財八千代と読みますけれども、こちらは第7号を発行させていただいております。③出土文化財の展示ということでこちらは教育委員会庁舎と文化伝承館の2ヶ所で展示をさせていただいております。④の講師派遣ということで文化財に関する講師依頼に対して講師を派遣させていただきました。それと、⑤出土文化財の閲覧貸し出し等も行いました。(4)埋蔵文化財調査、①確認協議開発等に先行して行う埋蔵文化財の有無確認と取り扱いについての協議を実施いたしました。②試掘調査、確認協議の資料を得るために行う試掘調査を実施いたしました。③市内遺跡と発掘調査事業、開発事業等に先行して行う埋蔵文化財の性質、規模内容等を把握し協議資料とするための確認調査。国庫と県費の補助がついております。それと整理事業を実施いたしました。④民間開発等埋蔵文化財調査事業、民間の開発事業等に先行して行う本調査を5件、整理事業を6件実施いたしました。⑤民間調査組織に対する指導ということで民間調査組織が実施する発掘調査に対する指導を実施いたしました。文化財班からは以上です。

中村館長

それでは私の方から郷土博物館と文化伝承館の方の報告について簡単に説明させていただきます。(1)資料については、4万6852件となっており、多くは古文書になりますが、前年度に比べ65件の増となっております。そのほ

かにも、収蔵資料の修理や収集、活用等を引き続き行いました。(2) 調査研究については、企画展において協力いただいた米本浅間講の民俗行事を中心に6回調査を行いました。(3) 展示については企画展が1回となっております。富士をのぞむ～八千代にに残る富士山信仰については、八千代市内のみならず、東京からの研究者の来館がある等、非常に好評な展示となりました。それ以外の特別展示2回やロビー展についても夏休み等の時期もあり、小学生や親子連れ等の来館が多数見受けられました。(4)、学校連携については、出前事業や、館内見学等の体験型の依頼が28件という状況でした。(5) 市民学習の支援についても、体験型の講座等は特に人気が高く、人数制限もあったことから、すぐに定員がいっぱいになる等、昨年と比べまして利用者が戻りつつあることを感じました。(6) 地域協働については、令和3年度に中止となった、大学との連携、伝統装束体験を新型コロナウイルス感染対策を行いつつ実施することができました。また、黒沢池のたたら祭りへの後援等で市民団体と連携したイベントも実施しました。郷土博物館事業の事業報告の説明は以上となります。

引き続き、文化伝承館についてご説明いたします。主催事業については、令和4年度についても、十五夜の月見や、重陽の節句は新型のコロナの影響もあり中止となってしまいました。しかし、令和3年度に引き続き本大好きの会の協力による紙芝居昔話の会を行うとともに、昨年度は中止となっていた子ども邦楽教室を実施する等、新たに実施することが可能な事業がありました。学校地域支援、広報、情報発信についても、紙芝居等の貸し出しや文化伝承館だよりの発行等、令和3年度に引き続き実施しました。文化伝承館事業の説明は以上となります。

阪田委員長

はい。ありがとうございました。

ただいま令和4年度の文化財事業報告がありましたけれども、これについて何かご質問ご意見があればお願いしたいと思います。

阪田委員長

続きまして、議事の3指定文化財の現状報告を事務局の方からお願いしたいと思います。

宮澤主幹

私から指定文化財の現状報告をさせていただきます。有形文化財に関しては、前回の審議会でも報告をさせていただきました。今回は、無形文化財の報告にな

ります。無形文化財 5 件ありますが、勝田の獅子舞、佐山の獅子舞、村上の神楽この 3 件に関しては、保存団体の方から、新型コロナウイルスの影響により中止とさせてもらうという連絡が入りました。高津のハツカビシヤ、高津新田のカラスビシヤに関しては、それぞれ 1 月の 20 日、2 月の 11 日に実施されました。ハツカビシヤに関しては、神事のみで、直会は実施されていないという状況です。カラスビシヤは、オトウワタシ、直会、すべて通常通り行われたという状況でございます。以上です。

阪田委員長

ありがとうございます。何かご質問、ご意見があればお願いをしたいと思うんですけども。木原委員の方から何かございますか。

木原委員

中止になるのはやむを得ないことだと思いますし、ただ、1 月に入ってからの高津と高津新田が少しずつ元に戻っているということで、納得のいく報告だと思います。ただ、これが、この間、実施できなかったことによってそれぞれの地域での保存伝承力が落ちなければいいなという不安があります。その点について市からの配慮支援をお願いしたいと思います。以上です。

阪田委員長

はいありがとうございます。

他にはどうでしょうか。何かあれば、ご意見、ご質問お願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。特になければ、議事については以上をもちまして、終わりにしたいと思います。

最後、その他ということでございますけれども、委員の皆様から何かありましたらお願いをしたいと思いますが、どうでしょうか。特にないでしょうか。

一同

はい。

阪田委員長

それでは特に無いようですので、令和 4 年度第 2 回八千代市文化財審議会を開会いたしたいと思います。どうも皆様ありがとうございます。